

遠洋

水産研究所ニュース
昭和 52 年 8 月

No. 28

— ◇ 目 次 ◇ —

南極地域の法的位置について……………	1
Canberra, 1977 — IWC 顛末記……………	5
ク ロ ニ カ……………	9
刊行物ニュース……………	12
人事のうごき……………	13
それでも地球は動いている (編集後記) ……	14

南極地域の法的位置について

(その歴史的考察と問題点)

1976年8月、米国ウッズ・ホールにおいて SCAR/SCOR 南大洋生物資源に関する国際会議が開催されたが、その際に南大洋生物資源の諸問題を理解するための背景としていくつかの一般講演が行われた。そのうちの一つに、ノールウェーの FINN SOLLIE 氏 (The Fridtjof Nansen Foundation at Polhøga) による表題のものがあった。

南極地域における資源の開発は、海洋におけると陸地におけるのを問わず、この地域に対する管轄権の問題と密接な係わりをもってくることは必定であると考えられるが、前述の講演はこの問題の歴史的背景と問題点を把握するのに大いに参考になると思われるので、ここに訳出のうえ紹介する次第である。なお、副題は筆者が付け加えたものである。

第VIII回南極条約協議会議 (1975年6月、オスロー) において南極地域における海洋生物資源に関する問題が討議され、アメリカ合衆国代表から、SCAR が当該海洋生物資源の保存及び関連事項について会議の開催を考慮する場合は、同国における会議の開催に便宜を供与する

という申し出があり、これに対して本協議会議はこれを歓迎するとともに記録にとどめた。事実、このような専門家の会議をもつことは非常に大切であると考えられた。

オスロー会議としての見解及びその意向は勧告VIII-10によく表現されているが、それは次のことを関係政府に要請したものである。

- 1 南極地域の海洋生物資源の生物学、分布状態、生物量、資源動態及び生態系に関する研究を拡大すること。
- 2 協議国の研究及び計画に関し、これらの国の間の一層の協力を奨励すること。
- 3 効果的な保存措置の導入に資する研究を奨励すること。
- 4 SCAR が科学的業務を継続するとともに、南極地域の海洋生物資源の研究及び保存のための最近の活動に関し討議し、かつ、その研究及び保存のための計画に関し報告を行う目的で会議を開催することを検討するよう勧奨すること。
- 5 本問題を1977年9月、ロンドンで開催される第IX回協議会議の議事日程に含めること。

端的にいえば、この勧告は、本質的には、適正な保存措置の裏付けとなる十分な科学的基礎を得るのに必要な資料及び専門家の意見を確保する手筈を示したものであ

る。前述の保存措置は、このような手筈を経た後、南極条約に基づいて作成された協議手続きの範囲内において協議国により検討されるものと考えられる。

この協議会議では、鉱物資源についてこれと若干似たような勧告が採択された(勧告Ⅷ-14、「南極資源—鉱物開発の影響」)。ここでも、「南極条約地域における鉱物資源に対する活動が環境に与える影響」について一層の研究が要請され、SCARは鉱物の探査及び開発が環境に及ぼす予測される影響を評価することを求められた。海洋生物資源の場合と同様に、最終目標は、協議国が適正、妥当な措置を検討、採択するための基礎を確保することである。鉱物資源の問題は、科学的研究と併行して「条約との関連においてあらゆる側面にわたって十分研究される」こととなった。次回の協議会議(第IX回)に報告するために特別会議の開催が要求された。この特別会議は1976年6月28日から7月10日までパリーで開催され、南極地域における天然資源の探査及び開発並びにこれらの活動の規制に関する重要な法的、政治的問題が協議国間において初めて公的に討議された。この問題は、この特別会議以前には、1973年、オスローでナンゼン基金(Nansen Foundation)が主催した専門家の私的会議において非公式に討議されたことがある。

最近の全世界にわたる重要資源に加えられる圧力は、困難な自然条件下にある遠隔地の新資源を採取する技術的可能性の発達と相俟って、南極地域における天然資源に関する諸問題並びにこれら天然資源の開発につながる諸関連事項及び開発の影響についての関心を高めている。南極地域の場合、このような情勢から二つの問題が派生する。

一つには、困難な地理的条件及び気候条件が極度に傷つき易い環境と結びついているので、資源に対する活動を規制、監督及び抑制する措置並びに機関を開発する必要がある。

二つには、前記の措置の必要性は法的、政治的諸問題を強調することとなるが、これらの諸問題に関しては協議国間に意見の相違があるとともに、協議国以外の国または第三国との間に緊張状態を招く可能性がある。

一体、何が問題であり、何がより重要であるか。国際法における南極地域の位置は如何なるものであり、その位置は問題の解明に如何なる基礎を与えるのか。

1908年、大英帝国によって行われたフォークランド・セクターに対する請求を始めとして、現在まで全部で7カ国が南極大陸において領土について請求を行って

る。これらの請求は全陸地及び氷域の約80%に及んでおり、僅かに西経90度~150度の部分が請求のない、人間の所有に属さない土地として残っているだけである。この7カ国は、年代順にイギリス、ニュージーランド、フランス、オーストラリア、ノルウェー、チリー及びアルゼンチンであり、それらの請求する領域を国の管轄権下にある領土と見做している。

一般的には、これらの管轄権を請求している国(以下「請求国」という。)はお互いに他の国の請求を認めているが(イギリス、チリー及びアルゼンチンの場合は、それぞれの請求が部分的に重複しており、相互に承認することは不可能である。)、他の大部分の国はこれらの請求を受け入れていない。重要なことは、アメリカ合衆国やソ連のように南極活動に確固たる伝統と大がかりな計画を持っている国が、南極地域において領土についての請求を行っておらず、しかも、他の国の請求も認めていないことである。

以上のことは次のような趣旨になる。即ち、請求国は自国の南極地域における領域について法律を制定することを権利であると同時に義務であるを見做しているが、これらの請求を認めていない国は、国の管轄権行使について如何なる根拠の存在も受け入れていないし、また、そのような国の権限についての法令に拘束されなければならないとは考えていない。

アメリカ合衆国は、1948年、この問題を解決するために、請求国とアメリカ合衆国の参加する南極地域の共同主権(a condominium)又は「共同統治権」(joint government)を設定する提案をしたが、請求国やソ連のような請求国以外の主要国によって受け入れられなかった。ソ連は、この案に対しては南極問題を解決する如何なる取決めに参加する権利を要求して反対した。

国際地球観測年(IGY, 1957~58年)は新しい解決の糸口を提供した。南極地域の調査、研究のために要員及び情報の交換を含む広範な国際計画が作定され、科学者は領土についての管轄権に拘わらず、南極地域の如何なる場所においても自由にその業務を遂行することができ、また、科学者の活動は如何なる方法においても領土についての請求及び立場に影響を与えるものではない、ということが「紳士協定」によって了解された。IGYの経験と継続的な科学調査の必要性から、「国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学調査の自由及びそのための協力は継続するものとする。」ということを確認した南極条約の交渉基盤が生れた。この他、この条約は幾つかの重要な「政治的」規定を含んでいる。事

実、この条約交渉におけるある出席者が後日述懐しているように、会議は全く政治的なものであって科学的なものには極く僅かばかりしかなかった。幾つかの重要な規定によって、「南極地域がもっぱら平和的目的のため恒久的に利用されるべきであり、かつ、国際的不和の舞台または対象となってはならない。」(前文及び第I条)という原則が確立されるとともに、核爆発及び核廃棄物の処分に対する禁止が規定された(第V条)。南極条約は1959年12月1日署名され、世界で最初の試験禁止(筆者注:核爆発試験禁止の意味と解される。)の合意となった。

この当時は冷戦と軍備競争が酣に近い頃で、以上の規定や「南極地域のすべての地域(これらの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物または人員の積卸しまたは積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む。)」は査察に対して開放されるという規定(第VII条)が含まれたことは大きな進歩であった。しかし、今日では他の政治的な規定に主要な注意を払わなければならないとなっている。

第IX条は、「情報を交換し、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、並びにこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞれの政府に勧告するため、適当な間隔を置き、かつ、適当な場所で」会合を開催することを規定しているが、南極条約の最も重要な規定であるように思われる。この条文で述べられている勧告とは、南極地域の平和的目的のみの利用に関する事項及び科学的調査と協力を容易にすることにに関する事項の他に、南極地域における管轄権の行使に関連する問題についての措置も含むことができる(条約第IX条)。協議会議は、通常2年間隔に規則的に開催されており、第8回目の会議に至るまで112を下らない勧告が採択された。

勧告は、「協議会議に代表者を参加させる権利を有したすべての締約国により承認された時に効力を生ずる。」現在までのところ、IGY期間に南極地域において活動中の計画を持っていた条約原署名国である12ヵ国のみが、前述の協議会議に代表者を参加させる地位を有している。これらの国は7ヵ国の請求国の他に、ベルギー、日本、南アフリカ、ソ連及びアメリカ合衆国である。加入国(原署名国以外)は、「南極地域における実質的な科学研究活動の実施により、南極地域に対する自国の関心を示している間は」協議国としての地位を得る。現在、6ヵ国の加入国(筆者注:1975年に加入したブラジルを加えると7ヵ国となる。)は何れも協議国の地位を

得ていないが、ポーランド筋では、同国の1975~76年における最初の調査活動の完了に関連して同国が協議国の地位を保有したとの見解を示している。

勧告の大部分は手続的のものであるが、幾つかのものは重要、かつ、本質的な問題を扱っている。そのうちの一つは、「南極における生物資源の保護保存についての合意措置」を採択するための勧告Ⅲ-8である。この勧告によれば、南極のアザラシについても他の生物資源に適用されるものと類似の重要な保存措置が適用されることとなる。しかし、その後、協議国は、南極アザラシの保存措置については別個の合意事項の取決めがより好都合であることに気がついた。このような事情から、1966年、勧告Ⅳ-21によって「南極の遠洋におけるあざらし捕獲の自主規制についての暫定基準」が採択されたが、1972年、南極条約と分離した国際的措置として「南極あざらしの保存のための条約」が取り決められた。この条約は協議国(筆者注:南極条約の協議国をいう。)を署名国とし、「締約国の同意の下に招請される国」に加入が開放されている(あざらし条約第12条)。これに対して南極条約は国連のメンバー国に加入が開放されている。この重要な相異にも拘わらず、おっとせい条約の「南極地域の性格」は、「締約国が南極条約第IV条の規定を確認する南緯60度以南の海域に適用する。」(あざらし条約第1条)と規定しているところにより明確である。

南極条約の交渉に当たっては領土主権の問題が難問であったが、第IV条で、この条約のいかなる規定もいずれかの締約国の既存の領土主権及び領土の請求権を害するものでなく、また、そのような請求権を承認し、または、否認することについてのいずれかの締約国の地位を害するものではないとして、合意に達する方途を規定した。更に、この条約の有効期間中は領土についての新たな請求権を主張してはならず、また、いかなる行為及び活動も「請求権を主張し、支持し、または否認するための基礎をなすものではない。」このような請求権に関する無侵害の原則または停止の措置により、1959年、この条約は合意に達することができた。しかし、このことは一つの未解決の型を定めることによって合意に達したのであって、主権の問題に関して意見の不一致が表面化することを避けたけれども、一つの中心点ともいふべきこの問題を保留にし、南極地域の国際関係及び法律についての幾つかの主要な問題が未解決のまま、その中心点の周りを回っているのである。

南極地域における活動が純粋に科学調査に向けられて

いる限り、しかも、刑事問題などの場合にありうるように裁判権に関する重大な問題の発生がなければ、主権の問題の解決は遅らせることができる。南極条約採択以来現在までの間は、締約国は緊張の治まっている状態を活性化させるような論議を呼ぶ問題を避ける意欲と能力とを発揮してきた。しかし、この「回避の技巧」には明らかに限界があり、商業的開発の可能性とともに、第IV条で規定されている解決なしの方式は最早十分満足すべき解決を与えることは不可能である。

資源に対する権利とその開発に従事する権利の処理に当たっては、法的位置づけと管轄権の問題が特に重要である。領土主権を主張している国のとっている排他的国家管轄権のシステムと共同主権または国際管理の概念との間には大きな相異がある。

請求国の見解によれば、これらの国の権利は疑念の余地のないものである。ブーベット島、ピーター I 世島及びクィーン・モード・ランドに関するノールウェーの法律(1930年2月27日)は依然として効力を有しており、その法律では、「個人に売却されていない総ての土地は国に所属する。国に所属する土地内における財産権またはその土地の用益権は、永年の使用権をもって取得することはできない。」と規定している。

南極地域における領土請求権を認めない国はこのような法律を受け入れることはできない。南極地域が国際的不和の舞台または対象とならないためには、この地域における資源開発を目的とする活動を起すに当たっては、これらの相反する立場の間にあるギャップを埋めなければならぬことは明瞭である。

この意味において海洋生物資源に関する勧告VIII-10及び、特に、鉱物資源に関する勧告VIII-14は、南極の協力関係における新時代のあらわれのように思われる。協議国は条約区域における資源開発の及ぼす影響について懸念しており、この問題を南極条約に関連して総ての面から十分に検討する措置を現在とりつつある。協議国は、更に、条約第IX条に基づく協議の過程が、必要な実行措置を検討する適当な場であると考えている。

保存措置及び、恐らく、資源の探査、開発を規制するための新しい措置を含む実質的な勧告の採択に伴って、第3国に対する条約の規定及び勧告の有効性と適用の可能性についての問題が生ずる。厳密な法的意味においては、条約の非締約国はその規定に拘束されることはない。しかし、条約第X条の表現によれば、締約国は「いかなる者も南極地域においてこの条約の原則または目的

に反する活動を行わないようにするために、国際連合憲章に従った適当な努力をしなければならぬ。」こととなっている。

南極地域における非締約国の活動の問題は第VII回協議会議で討議され、条約区域における非締約国による実質的、かつ、継続的活動または領土に対する請求が考えられる場合は、これらの非締約国に対して条約に加入するよう強く勧奨または招請することについて合意した。しかし、明らかに非締約国は条約に加入する義務はない。他方、現在の条約加入国は一般に有力国であることから考えると、これらの国が非締約国の条約加入について共同で勧誘したり適当な努力を払うことは、「クラブへの入会」の非常に有力な根拠となり得るものと思われる。更に、若し条約に基づく全体的な協力構造が資源活動に対する対策も包含することとなるならば、この条約に加わることは一層の魅力を持つこととなる。前述のように条約への加入は国連の総てのメンバー国に開放されており、また、協議国となり得る地位は、南極地域における実質的な科学研究の実施によりこの地域に対する自国の関心を示す加入国に付与される。

もう一つの問題は、南極条約及びこれに基づく勧告が適用される地理的地域に関するものである。条約VI条の表現によれば、「この条約の規定は、南緯60度以南の地域(すべての氷だなを含む)に適用される。ただし、この条約のいかなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づくいずれかの国の権利または権利の行使をも害するものではなく、また、これらにいかなる影響をも及ぼすものではない。」「南極地域における動物相及び植物相の保護についての合意措置」を含む勧告は、通常、南緯60度までの全南極地域に適用することができる。前述の条約VI条による公海の権利に関する留保については、その意味するところの総てが最終的に確定されている訳ではない。この問題は、明らかに海洋法に関する新しい条約との関係において重要であるが、特に、この新条約が200海里の経済水域に関する規定及び国の管轄権が及ぶこの水域外のあらゆる海洋域を国際海洋区域(an international ocean area)として設定する規定を持った場合に重要となってくる。この場合に、南極条約の規定及び措置は、従来通り南緯60度以南の全域に適用され得るのか、または、より狭い区域に限定されるべきなのかという問題が生ずるであろう。この問題が極めて重要なことは明らかであり、協議国は検討を続けている。(大山龍蔵)

Canberra, 1977 —IWC顛末記—

またしても惨澹たる結果だった。一面の泥の海を前に呆然としたときに較べて多少違うと言えば、散乱している残骸が少しは見分けられるというところだろうか。それにしても、あの問い、「日本の研究者が馬鹿に見えませんか?」という問いかけが、鋭く心に突きささっている。この問いは、もっと些細な事情に関連して偶々出されたのだが、いま、会議の経緯を省りみながら、それをはっきりと否定し得ない痛みと、問いかけの重さを、繰返し感じなおしている。正直、何も言いたくないほど気が重いのは事実だけれども、同時に、自分達の当面している或る現実を伝えなければ、何も始まらないと痛感している。

はじめに

鯨の資源量が現在どの位なのかという質問を屢々受けるが、それは、科学委員会としても矢張りその論議の根底にある重要な問いの一つである。そして、直接的にその数を数えることも原理的に不可能ではない。然し、実施上様々な困難があって、誰しもが納得するような結果は仲々得られそうもない。その上、捕鯨委員会の立場からすると、ある調査時点における資源量の推定もさることながら、少なくとも来漁期にその資源量がどう変化するか、なにがしかの予測が常に重要な問いなのである。そのためには、そこに生起している生物学的過程に対する一定の理解と合意が必要である。科学委員会の論議の出発点はここにあって、理論的には想定される生物学的過程に捕獲が加わったとき、観測可能な量にどんな変化が起るか、逆に、実証的には観測された変化に対応して、どんな生物学的過程とそれに伴う資源量変化とがその期間に生起したと推測されるかが言わば同時的に論議の対象になるわけである。

'75年に委員会が採択実施に移した「新管理方式」は、来漁期を含む最近の資源量水準とその背景の生物科学的過程ばかりではなく、更に、過去におけるある状態—普通には初期資源と呼ばれ、その内容は推測方法と関連させて十分論議し尽されているとは言いがたいが—その所謂初期資源に相対的な現在の資源量水準を漁業管理の重要な指標としている。その結果、来漁期の予測などとは比較にならない「遠い過去への外挿」を委員会審議に際して不可欠なものにしているのである。即ち、新管理方式は、そのような水準に対して、現在の水準が相対的にどうかということによって、各資源を管理上3分類し、その上で、夫々ある方式によって、捕獲限度を定めるのである。

南半球のヒゲ鯨

シロナガス、ナガス、ザトウ、セミ鯨は、既に「保護資源」に分類されて捕獲禁止になっている。ただ「だか

らそれらの鯨種は絶滅に類している」などという倒錯した論理が世上横行しているが、それは誤解である。捕鯨委員会としては、それらが絶滅に類しているからではなく、望ましい資源量水準より10%以上小さい水準にあるから、新管理方式に則して捕鯨禁止にしているだけである。ナガス鯨などは、成熟鯨は約7~8万頭生息しており、その水準を維持することを是とすれば年々約2,000~3,000頭は捕獲可能である。

南半球のイワシ鯨については、昨年'76年の年次会議で、異例のことだったが、observerのS. J. HOLTから科学委員会勧告に附帯意見がつけられ、内部的にも意見の不一致があり、本委員会の要求で、特別会議が開かれることになった。去る4月下旬、東京で開かれた特別会議では、従って、資源解析に用いられて来た諸方法、その前提、必要な生物学的パラメーター、その正確な定義と実証的基礎が慎重に再検討された。そして、それに基づく資源の再評価作業に一步とりかかったところで会期が切れ、6月の年次会議に持越された。

東京会議の重要な結論の一つは、科学委員会のこれまでの前提、即ち、イワシ鯨に対する母船式捕鯨が開始された直前の1960年、あるいはそれ以前には、イワシ鯨資源はある平衡状態にあったとする前提が妥当ではなかったということであった。1930年代以降、妊娠率の増大と成熟年令の低下が観察されており、直接的な資源量増加の証拠としては、南アフリカ沿岸捕鯨において、十分な検討を得た努力当たり漁獲量及び目視結果の経年的増加しかないけれども、少なくとも1950年代後半から60年代前半にかけてイワシ鯨資源は増大しつつあったというわけである。注目すべき点は、妊娠率の増加あるいは成熟年令の低下という現象は、普通、資源量の減少に伴う自己調節的な所謂密度効果と見做されているものであるがそれらが、ここでは資源量増大のmomentsとして、資源量増大に伴って生起しているということである。

もう一つの点は、結論というには程遠いものであるが1960年代半ば以降の利用可能な諸資料、即ち、捕獲及び努力量統計、捕獲鯨の体長及び年令組成などに、出来るだけ適合するように推定された幾つかの推定値—1960年代初期の資源量推定値が、その方法の諸前提が必ずしも同じではないにも拘らず、相互に比較的に近似している結果になっていることである。この結果に対する評価は聊か微妙で、東京会議では、概して否定的であったと記憶しているけれども、意見が分れたまま年次会議に持越されたのである。

キャンベラの会議では、資源評価の2つの方法とその結果が討議の素材であった。Alternative I というのは、1960年代後半以降の努力当たり漁獲量及び年令組成の変化に、言わば統計的に良く適合するように、この期間の資源量を推定したものがその根幹になっている。即ち、東京会議で意見が分れたままになっていた2~3の

方法の結果を微妙に合成したものである。この方法では妊娠率、成熟年令などの経年的観測値は用いられず、年令組成の年変化から求められる、捕獲対象資源に年々加入する資源の割合、即ち、Type II の加入率の言わば実測値が、その計算基礎として用いられている。前述したように、新管理方式の下では、遠い過去の資源量水準の推定も併せ必要であり、年令組成の資料は、1960年以前についてはないので、Alternative I では1930~1960年については、Alternative II とほぼ同じ考え方で simulation によって求めている。

Alternative II は、理論的に妥当と思われる生物学的過程を想定し、年々の捕獲量、平滑化された妊娠率、成熟年令の実測値を与え、1912年の初期資源量を種々変えて、それ以後現在に到る資源量変化を simulation し、その中から、6つほどの基準を満たすものを選ぶというものである。この方法は、近年かなり整備されている年令組成については、成熟、未成熟の区別以上の情報は利用していないし、また、努力当たり漁獲量の変化に適合することを方法としては目指していない。従って、simulation の結果を採択する基準として、ある期間の努力当たり漁獲量の変化に適合することを採りあげてもいる。ただ、残念だったことは、資源評価の方法として十二分な検討を欠いていたように思われることだった。

(ここ数年、大型計算機の利用によって、かなり複雑な模型を適用し得るようになったし、その傾向は著しいが、同時に、事前にその結果について十分な検討をしておかないと、会議中の微調整が仲々難しく、奇妙なことに論理は all or nothing という色彩を濃くしているように思う。)

Alternative II に関する論議は専らこの点に集中した。努力当たり漁獲量の変化により良く適合する解があり得ないのかというもどかしい疑問を残しながら、相関係数の検討から第四区を除いては、Alternative II の結果は余り妥当ではないという見解が強かった。然し、Alternative I にも、そのままでは納得し難い矛盾が含まれていたのである。前述のように、Alternative I は、各年の資源量を、努力当たり漁獲量の変化に適合するように推定している。従って、努力当たり漁獲量の変化に対して適合度の良いことは当然のことで、それが Alternative I の妥当性を保証するものでないことは明らかである。例えば、1960年から63年にかけて、Alternative I で推定された資源量、捕獲量及び合意されている自然死亡率を用いて、年々の加入量を逆算すると、加入量が自然死亡量を遙かに下廻っていることが示される。換言すると、その時期、捕獲がなくても、イワシ鯨の資源は減少しつつあったことになる。これは、東京会議の結論に明らかに反している。また、前述のように1960年までその増大を想定しているので Alternative I の推定結果自身、何の evidence もなく加入量

のパターンが1960年を境にして突然変化することを暗に仮定しているわけである。従って、科学委員会として再計算の必要性を明白に合意してもいるし、Alternative I をそのまま勧告の基礎とし得ないことは明らかであった。

新管理方式の下で科学委員会のもう一つの課題は、現在の資源量水準と対比し、それによって管理のため3分類する基準の資源量水準をどう規定するかという問題である。monospecific には、それは所謂初期資源、未開発の平衡状態ということになるだろう。そのようなものとして、1960年にそのような状態にあったという科学委員会の既往の前提は、前述のように、はっきり否定されたのである。そして、この基準の資源量水準を科学的にどう規定し得るのか、あるいは漁業管理の目標に深く関連するので、その他の観点からも規定されるべきかなど、改めて討議する必要があるが生じている。

この問題に関連して Alternative II の討議の過程で、イワシ鯨の Type I の加入率が、シロナガス、ナガスの存在量とどう関連しているかが話題になった。ここで Type I の加入率というのは、年々の加入量の、その親世代の資源量に対する割合であり、それは妊娠率、未成熟鯨の自然死亡率などで定まって終るので、矢張り生物学的特性の一つであり、前述の Type II の加入率とは異なるものである。イワシ鯨の資源量を linear あるいは non-linear な項として含む偏相関分析(1947~1975)の結果、いずれの場合も、ナガス資源量の寄与は無視出来るほど小さく、シロナガス、イワシ鯨自身の両資源量の関与率だけで殆ど90%に近いことが明らかになった。これは基準資源量水準の性格について、論議を一歩進めるものであったが、論議はその方向には深められないで終った。科学委員会の報告では、基準資源量及び評価方法の組合せで、4つのオプションが提示されているが、然し、そこで、例えば1930年 base として示されている内容は、少なくとも科学的には曖昧のままに経過した。科学委員会の論議は、基準資源量の生物学的な意味についてではなく、その定め方(あるいは年次のとり方)によって、新管理方式による資源分類と捕獲限度がどう変わるか、来漁期ばかりでなく将来に涉ってどうなるかなど、一見極めて實際的だけれども、科学的には臆測の域を出でない諸問題に向けられた。

科学委員会の論議と結論は科学的である筈だという奇妙な神話があるようだが、本委員会にどう勧告するかという段階になって、それまでの論議は、ある意味でどこかにすっ飛んだかのような経過になって終った。Alternative II の結果がIV区以外で必ずしも妥当でないにしても、そのことは、既に指摘したように、基本的な矛盾を内蔵している Alternative I の結果を、そのまま、その他の水域について採択することにならない筈のものだった。更に、明らかになったイワシ鯨の動態から見

て、新管理方式の機械的な適用は、後述するように常識的に割切れない帰結を生むことも指摘されていたのである。にも拘らず、IV区については **Alternative II** によって、II、III、V区については **Alternative I** によって、新管理方式に則して、分類及び捕獲限度を定めるべきことを、**majority** は支持するという結果になった。(I及びVI区は、資料の時系列が不十分なので、既往の結果をほぼ踏襲した。) 我々の主張は、基準資源量水準の問題もあり、現在の資源量水準を変えないように、当面、**replacement yields** を捕獲限度として採用すべきだということだった。

南半球のミンク鯨については、開発され始めてから日も浅く、イワシ鯨に比較すれば、経年的なデータは殆ど皆無と言ってよい。資源生物学的な資料としては、大隅・正木 (1975) だけで、その他には、'70年代初期以降の捕獲統計資料だけである。科学委員会としては、従来無条件に「初期管理資源」と見做して来た。然しながら、イワシ鯨資源からの類推で、その資源は生産力を増大しつつあるのではないかという、十分ありそうだけでも、具体的なデータを伴わない臆測が議論の中心になったと言えよう。その結果、**majority** は、特別会議を開いて、理論的にも実証的にも、もっと徹底的に再検討することを条件に、現段階では、新管理方式による分類は出来ないとし、暫定的に **replacement yields** を捕獲限度とすることを支持した。我々の主張は、資源量増大の直接的証拠はなく、従って、当面は、何れの海区のミンク鯨も「初期管理資源」と分類し、附表の規定に従って、初期資源量の5%を捕獲限度とすべきであり、一步譲って、**replacement yields** を採用するとしても、提案されている計算結果は、資源評価の前提とは異なる恣意的な仮定を持込んでいるので、方法論的に同意出来ないということだった。(我々と **majority** の主張が、イワシ鯨とミンク鯨とで、丁度入れ替わっている点は、若干奇異な感じがするかも知れない。結果的には **majority** は捕獲限度として小さい方を採択したのだが、経緯は必ずしもそんなに単純なものではないと考えている。ミンク鯨に関する我々の主張の前半は、個人的には必ずしも好ましい主張とは思っていない。同じような性格の主張はイワシ鯨に関する **majority** の主張の中にも、例えば、新管理方式の固執という形で表われている。科学者が科学的でなくなる魔の瞬間とでも言うべきかも知れない。)

これら南半球ヒゲ鯨の場合、母船式捕鯨による実質的な捕鯨が開始された頃に、夫々、所謂未開発の平衡状態にあったのではなく、**population** として増大しつつあったのだという認識が、論議の振幅を否定なしに大きくした。未開発の平衡状態にあったという前提で展開されていた若干の資源評価の方法は、再検討が必要だし、何よりも、より根本的に、「新管理方式」の適用性に一つの問題を提起していると言えよう。

population として増加しつつあったとすると「新管

理方式」が、資源を3分類する上で、暗に前提している「未開発で平衡している状態」が、その時点で未だ実現していなかったことになる。**population** の増大が際限なく続く筈がないというのが大方の常識だが、ミンク鯨の場合、それがどのような大ききで平衡するのか予測するに足る生物学的な情報は殆どないのが現状である。イワシ鯨の場合、その **Alternative II** が想定している生物学的過程には、外部的要因そのものには明示的に関連づけることなく、普通処理されているように、それらの総合的な効果として生物学的パラメーターの、所謂、密度従属性が組み込まれている。然し、その場合でも、イワシ鯨資源だけについて、例えば、持続的捕獲量が最大になったり、あるいは、イワシ鯨資源が未開発で最大になるような条件は、通俗的に言えば、競合種の効果を最小に、即ち、競合種の資源量を0にすることであるのは明らかであろう。これは余談になるが、最終的に委員会が採択した1930年基準と称するものは、この意味で全く任意なものという外はないのだが、いづれにしても、現在の状況の中で、イワシ鯨に関して「新管理方式」を適用しようとするれば、シロナガス鯨資源を低い資源量水準に維持することになり、どの鯨種資源についても、当面、夫々の所謂 **MSY** 水準に回復維持することを目指している捕鯨委員会としては自己矛盾に陥らざるを得ないわけである。

イワシ鯨に関する4つのオプションとして提起されたこの問題が、技術委員会ですら審議されたか、全体として低調と言え得る程のものもなかったのである。4つのオプションには、原理的な問題と現実的なものが混在していて、提起自身も十分ではなかったし、言いにくいことだが、かなり専門的な側面もあり、その審議能力を超えているのかも知れない。ある国の委員などは、各海区ストックについて4つのオプションの内、夫々最小の捕獲限度を示すものを採択するという提案を行った。最小の捕獲許容量を支持せよという訓令を受けている当該委員としては、至極当然の提案だったに違いない。然し、この問題の委員会審議を象徴するエピソードでもある。

このような傾向、技術委員会あるいは委員会本会議における審議の空洞化は、新管理方式の採択以来、一段と顕著になっている。新管理方式は、形式的にはとに角、実質的には、各資源の分類も、捕獲限度も、科学委員会の勧告に委ねて終わっているのである。(色々議論もあるところだが、捕鯨委員会自身その存在理由を形骸化していると考えている。) 然も、新管理方式が科学委員会に課している問題は、科学的に十分処理出来るかどうか難しい性質のものである。既に利用可能なデータが限定されている「遠い過去」に遡り、それから現在に到る資源の動的な経過が、納得出来るように説明出来なくてはならないのである。素朴な疑問の提起から、種々の異なる可能性の示唆まで、誰にでも比較的容易に出来るし、科学委員会としては、それらは夫々に検討し対応しなけ

ればなるまい。

その結果、勧告の基礎として **majority** が支持する資源量推定値その他が論議のたびに変わるのである。新に討議に参加した研究者から、外部から見ていると、年々 **at random** に勧告しているのと同じではないかという所見が述べられたほどである。純然たる学会ならば、そのような状況も十分是認し得るであろう。然し、捕鯨委員会の科学委員会としては、是認し得ないものであろう。誤解のないように願いたい、何も解っていないという状態ではないのである。反捕鯨運動の **skepticism** が着実に科学委員会のメンバーにも浸透し、みづから問題をより複雑にし、勧告の不安定さを不可避なものにしているのである。

南半球のイワシ鯨については、1974年にはほぼ望ましい **MSY** の水準にあるというのが科学委員会の合意であった。それでもある不確かさの **safeguard** として、その後の海区について捕獲限度が、小さく定められた。

望ましい水準より僅か10%低く推定されれば保護資源と分類し、そうでなくても、望ましい水準のほぼ20%高い水準に維持することになるように、捕獲限度を定めるとい、極度に **conservative** な新管理方式の適用によって、75年には捕獲限度は、74年の半分になり、76年には最初に述べたような事情で実質的には更に約20%削減され、本年は遂にI区及びIV区を除いては保護資源に分類され、捕獲限度は74年の7分の1ほどになって終わった。次々とこのような削減措置を採らざるを得ないほど、南半球のイワシ鯨資源は危殆に瀕しているのだろうか？ そんな必然性など、どこにもないのだ。新管理方式の採択によって持ち込まれた論議の観念的な拡大と不安定性を自己制御する能力を科学委員会が失って終わっている結果という外はないのである。

マッコウ鯨その他、夫々に伝えておきたい問題が多々あるけれども、既に相当の紙面を費して終わった。またの機会に譲ることにしてこの稿を終る。(福田嘉男)

Recent Recommendations from the Scientific Committee and Underlying Estimates on the Southern Sei Whales

Season	Area II				Area III			
	74/75	75/76	76/77	77/78	74/75	75/76	76/77	77/78
MSY level (in 1,000)	—	30.0	28.7	33.8	—	18.8	18.3	16.4
Current level (in % MSYL)	—	90	91	52	—	68	72	16
Classification	—	S	S	P	—	P	P	P
Catch limit	3	0	103	0	391	0	0	0

Season	Area IV				Area V			
	74/75	75/76	76/77	77/78	74/75	75/76	76/77	77/78
MSY level (in 1,000)	—	20.3	19.4	11.6	—	16.5	15.8	9.6
Current level (in % MSYL)	—	97	95	136	—	106	110	43
Classification	—	S	S	I	—	S	S	P
Catch limit	1537	500	348	418	579	630	569	0

Season	Area VI				Area I			
	74/75	75/76	76/77	77/78	74/75	75/76	76/77	77/78
MSY level (in 1,000)	—	7.2	13.6	?	—	4.2	10.2	?
Current level (in % MSYL)	—	108	118	(89)	—	100	116	S
Classification	—	S	S	P	—	S	S	?
Catch limit	814	270	490	0	1126	180	353	353

P : Protection Stock, less than 90% of MSY Level

S : Sustained Management Stock, between 90% and 120% of MSY Level

I : Initial Management Stock, more than 120% of MSY Level

クロニカ

4. 1 PNG 水産資源調査結果報告 於ポートモレスビー 水戸技官 (～10)。
4. 4 北大松浦研究生外1名遠洋トロール業務打合せのため来所。
4. 5 チュニジア水産局長 Mr. M. B. KHEDDEN, 国立漁業公社総裁 Mr. M. ZAOUALI, 水産次長 Mr. M. CHEMLI 視察のため来所。
4. 5 日・ニュージーランド漁業シンポジウムに関する打合せ 於東京 佐藤技官。
4. 6 水産海洋研究会シンポジウム「南北太平洋亜寒帯水域の構造と生産力比較」於東京 木谷技官。
4. 8 日本海洋学会春季大会 於東京 木谷技官「オーストラリア南岸域の水溫逆転層について」発表。談話会 標識放流技術としてのアクチバブルトレーサーの利用について 米盛、加藤両技官。
4. 12 さけ・ます調査船による調査打合せ 於東京 佐野技官。
4. 13 昭和52年度さけ・ます調査開始のための打合せ会議 於釧路 佐野 (～20)、伊藤 (外) (～18) 両技官。
4. 15 釧路市漁業協同組合会議室において水産庁大鶴研究課長他さけ・ます調査船関係者の参集を得て、試験操業許可による北辰丸ほか10隻の調査船によるさけ・ます調査に関して打合せを行ったが、4. 14 モスクワにおける日ソ漁業交渉の再度の中断という異常事態の発生によって、4. 15 からの調査開始を一時見合わせて暫時待機することとなった。釧路港へ集結した調査船はその後、4. 18 にそれぞれ母港へ戻って待機していたが、例年より約1ヵ月半遅れた 5. 25 にいたってソ連邦 200 海里漁業水域内を除く範囲で沖合さけ・ます調査が再開された。
4. 13 污水処理機説明会 於金谷 (茶試) 大山、西川、和田、吉田、森田(二)、奥本各技官。
4. 17 ICNAF 科学者中間会議 於ハリファックス 長崎技官 (～5.2)。
4. 20 IWC / 科学小委員会、南半球産イワシクジラ特別会合 於東京 福田所長、大隅、正木、和田各技官 (～27)。
4. 22 さけ・ます調査船による調査打合せ 於東京 佐野技官 (～23)。
4. 25 日魯漁業KK養鱒場 (猪之頭) へぎんざけ標本採取 待鳥技官。
200 海里水域内漁業資源調査に係る 関係部長会議及び担当者作業部会 於東京 藪田、上柳、池田、本間各技官。
4. 26 さけ・ます調査船による調査について協議 於東京 佐野技官。
放射化分析研究打合せ 於東京 加藤技官 (～27)。
4. 27 俊鷹丸北洋底魚調査にベーリング海へ出航 調査員山口技官、東水大木原助教授 (～8.5)。
応用研究打合せ 於東京 吉田技官 (～28)。
道教育庁実習船管理局福原課長、高橋主事及び服部船長さけ・ます調査及びかに調査打合せのため来所。
水産電子協会事業報告編集委員会 於東京 山中(一)技官。
マグロ、カツオ調査打合せのため開発センター 好井氏来所。
4. 28 英国南極研究所 Mrs. C. LOCKYER 科学技術庁外国人研究者招へい制度により、ナガスクジラ及びイワシクジラ耳垢栓の研究に来所 (～6.22)。
4. 29 俊鷹丸衝突事故対策 於小名浜 大山総務部長。
4. 30 ニュージーランド海域漁業資源の利用に関するシンポジウム 於ウエリントン 佐藤技官 (～5.11)。
5. 1 コガネガレイ資源の協同研究 (在外研究) のため Northwest & Alaska Fisheries Center (Seattle) へ 若林技官 (～10.31)。
富士丸にて標識放流実施打合せ 於焼津 森田(安)技官。
5. 4 俊鷹丸小名浜より帰港。
水産庁漁船課齊藤技官来所。
5. 6 ベーリング海かに資源調査打合せ 於東京 竹下技官。
マグロ類標識放流のため富士丸乗船 森田(安)技官 (本州東方海域、～27)。
俊鷹丸衝突事故対策打合せ 於遠洋研。
5. 9 所長会議 於東京 福田所長 (～11)。
放射化分析研究打合せ 於東京 加藤技官 (～10)。
若竹丸によるかに資源調査の打合せ 於函館 竹下技官 (～14)。

5. 10 メキシコ国吉井氏視察のため来所。
PNG 水産資源調査報告会 於東京 水戸技官。
5. 11 ICCAT 関係打合せ 於東京 久米技官。
5. 12 若竹丸による東部ベーリング海かに資源調査
藤田技官 (～7.2)。
IWC 対策国内打合せ 於遠洋研 出席者：
東大海洋研田中教授、水産庁今村、鈴木両班長、
共同捕鯨山村氏、東海区水研土井技官。遠洋水研
福田所長、池田、大隅、正木、和田各技官。
5. 13 企連室長会議 於東京 水戸企連室長。
水産庁齊藤参事官来所。
ICSEAF 水域底魚資源調査打合せのため開発
センター黒岩氏来所。
5. 17 資料打合せのため北洋はえなわ・さし網協会池
田専務来所。
日米ピンナガ共同研究会議 於遠洋研 出席者：
米国南西漁業センターホルル水研 Dr. WETHER-
RALL, 同ラホヤ水研 Dr. LAURS, Dr. SAKA-
GAWA, 水産庁三宅技官 (ICCAT 事務局) 他、
東北水研林技官他、静岡水試小長谷技監、遠洋研
浮魚、海洋部員。LAURS, WETHERALL, 森田
(祥)、木川、塩浜らの報告を中心に討論を行った
(～18)。
水産庁陣野室長、齊藤技官俊鷹丸の件で来所。
5. 18 全国試験船運営協議会総会 於東京 宇都技官。
ニュージーランド漁業資源シンポジウム報告会
於東京 佐藤技官。
5. 19 科学技術庁原子力予算打合せ 於東京 加藤技
官。
カジキ類資源研究日米打合せ 於遠洋研 本年
12月にホルルで開催が予定されているカジキ類
資源評価会議について、日米ピンナガ会議出席者
により打合せを行った。
水産庁宇津木班長、小田島事務官物品検査等の
ため来所。
5. 20 水研庶務部課長会議 於淡水研 大山部長、清
水、二村両課長 (～21)。
北洋さけ・ます漁業監督のため野島丸乗船
大迫技官 (～8.3)。
マグロ、カジキ資源計算 於東京 本間、久田
両技官。
5. 21 ICNAF 年次会議 於オタワ 長崎技官
(～6.14)。
5. 23 場所長会議 於東京 福田所長。
ベーリング海底魚調査の用船打合せ 於東京
山口技官。
- 溯河性さけ・ます大量培養技術開発に関する総
合研究 PL 会議 於東京 佐野、高木両技官 (～
24)。なお、5.25 農林水産技術会議別枠研究等の
推進に関する中央会議において、上記総合研究
(主査須田研究管理官) のうちの大課題5: 「幼
魚期及び接岸期を中心とした沖合生態調査」に関
する副主査に佐野技官が当り、北洋資源部及び海
洋部の関連3研究室がこれらの研究を担当するこ
とが承認された。
5. 24 資料課長会議 於札幌 柴田事務官 (～28)。
妻良施設点検 木川、西川両技官。
5. 25 ICNAF 漁獲統計作成に関する打合せのため
水産庁中森技官、日トロ協会野村氏外2名来所。
共済組合静岡支部運営委員会 於伊豆長岡 清
水課長、桜井事務官 (～26)。
資源保護協会巡回教室 於串木野市 「太平洋
におけるマグロ類の資源と漁況」 本間、久米両
技官が講師として講演 (～27)。
5. 26 談話会 ガボンの水産事情 木部崎修氏。
北洋はえなわ・さし網協会実務担当者会議 於
東京 佐々木技官。
共済組合事務担当者会議 於伊豆長岡 若林事
務官 (～27)。
5. 27 ICNAF マツイカ混獲調査打合せ 於東京 永
井技官。
俊鷹丸事故対策協議 於東京 大山総務部長、
二村会計課長。
離岸期さけ幼魚の採捕漁具の問題等の打合せの
ため水産大学天鷹丸隅川船長、泰東製網KK工藤
氏個別に来所。
5. 30 オットセイ海上調査打合せ 於東京 吉田技官
(～31)。
開発センターに委託する北鳳丸及び第2りあす
丸によるさけ・ます調査打合せ 於東京及び釧路
佐野技官 (～6.4)。
5. 31 日魯漁業KK養鱒場(猪之頭)へぎんざけ標本
採取 待鳥技官。
6. 1 国内留学 西川技官(京大)、久田技官(北大)
(共に～11.30)。
ベーリング海底魚調査(耕洋丸) 山口技官、
東水大木原助教授 (～7.21)。
INPFC スケソ作業部会打合せのため駿台計算
センター田中プログラマー他来所。
マグロ類標識放流のため富士丸乗船 森田(祥)
技官(本州東方海域、～23)。
6. 2 財産、物品、前渡金関係打合せ 於東京 高田

- 渡辺、鈴木各事務官。
6. 3 IWC 第29回年次会議 於キャンベラ 福田所長、大隅、正木両技官 (～29)。
 オットセイ海上調査のための臨調及び用船打合せ 於北海道、三陸 吉田技官 (～15)。
 西カムチャッカいばらかに資源調査打合せ 於東京 竹下技官。
 東京魚市場にて資料整理 鈴木(治)、森田(安)両技官。
6. 6 INPFC さけ・ます総合報告書「さくらます」に関する打合せ 於日水研 待鳥技官 (～9)。
6. 7 猪之頭、県富士養鱒場へにじます標本採取 岡崎、佐野両技官。
 カツオ予報会議 於塩釜 薬科技官 (～9)。
6. 8 200 海里内資源検討調査会 於東京 本間技官 (～9)。
6. 9 アルゼンチン及びニュージーランド沖底魚資源調査打合せ 於東京 池田、水戸、佐藤、畑中各技官。
6. 14 フレンチ・ギアナ沖エビ漁業協定に関する打合せのため南米エビトロ協会上田会長外 1 名来所。
6. 15 開発センター奈須調査役来所。
6. 16 ベーリング海スケソ魚探調査打合せのため東海水研岡田技官来所。
6. 17 談話会 **Feeding, growth and energy flow in large whales.** C. LOCKYER.
6. 18 さけ・ます別枠研究打合せのため水産庁須田参事官来所。
6. 19 さけ・ます別枠研究沖合生態調査に関する現地検討会 於八戸 (6.21) (遠洋研、東北水研、北水研及び技術会議の担当者が会合) ; 於函館 (6.22) (離岸期さけ幼魚の生態調査について打合せ) 佐野、高木、伊藤(準)各技官 (～24)。
6. 20 INPFC スケソ作業部会 於東京 池田、高橋、佐々木各技官 (～30)。
 水産庁山本係長用船事務打合せのため来所。
6. 21 IOC 国内委員会 於東京 山中(郎)技官。
 STD 専門委員会 於東京 行縄技官。
 放射化分析研究の打合せ 於下田 米盛、加藤両技官 (～22)。
 ベーリング海スケソ魚探調査船(進正丸)清水出港 東海水研岡田技官乗船 (～8.18)。
 関東地域連絡協議会 於東京 大山総務部長。
6. 22 人事院中部事務局による任用関係事務監査のため武田第二課長 外 1 名来所。水産庁 木下管理班長、椿事務官、松沢係長立合い。
6. 23 健康安全担当者研修 於名古屋 森事務官、杉浦技官。
 俊鷹丸事故証言のため角田船長外 2 名横浜海難審判理事所へ。
 マグロ資源計算 於東京 本間技官。
6. 24 離岸期さけ幼魚の生態調査のため北星丸による協同研究 伊藤(準)技官 (北海道周辺の日本海及びオホーツク海、～7.17)。
 52年度ニュージーランド沖資源調査打合せのため開洋丸高橋船長、中山首席 1 航、窪田 1 航来所。
6. 25 かに資源問題打合せ 於東京 竹下技官。
6. 27 アルゼンチン海洋庁 C. N. A. GUEVARA 長官一行来所。
 かに資源調査の効果的実施方策等について打合せ 於函館 竹下技官 (～7.3)。
6. 28 GSK 委員会 於東京 新宮、加藤、森田(二)各技官。
 オットセイ海上調査 於オホーツク海(紋別) 吉田技官 (～8.2)。
 アルゼンチン沖底魚資源調査打合せ 於東京 畑中技官 (～29)。
 日魯漁業KK養鱒場(猪之頭)へぎんざけ標本採取 待鳥技官。
 さけ・ます流網漁業の診断等のため釧路へ 岡崎技官 (～7.5)。
6. 29 マグロ資源計算 於東京 本間技官。
 静岡行政連絡協議会 於静岡市 大山総務部長。
6. 30 JICA 川越氏業務打合せのため来所。
7. 2 日米カジキ会議に関する打合せ 於東京 上柳技官。
7. 3 日米漁業交渉科学者会議 於シアトル 池田技官 (～10)、竹下技官 (～15)。
7. 4 200 海里内資源調査打合せ 於東京 本間技官。
 ベーリング海の生物生産と物質循環についてのシンポジウム 於東京 高木技官 (～5)。
 初級研修 於農林研修所 増田事務官 (～16)。
7. 6 マグロ類魚体測定 於焼津 森田(祥)技官 (～15)。
7. 8 カツオをめぐる国際情勢検討会 於東京 水産庁、東北水研、日カツ連関係者出席 木川、久米両技官。
7. 9 ソ日漁業交渉ソ連側代表ニコノロフ氏らと会合 於富士宮市 佐野技官。
7. 10 オキアミ資源有効利用特調費関係研究打合せ会議 於箱根 山中(郎)、大隅両技官 (～12)。
7. 11 FAO へ出向の千国技官来所。
7. 13 IWC 年次会議所内報告会。
7. 14 海洋圏研究所研究会 於焼津 山中(郎)技官。
 漁民研修会にて講演「冷水塊と近海カツマグロ漁業について」於串本 塩浜技官 (～16)。
7. 15 ICNAF マツイカ混獲調査打合せのため西海水研岸田技官来所。

- 捕鯨対策協議会科学部会合 於東京 福田所
長、大隅、正木、和田各技官。
日米カジキ会議 於ワシントン D. C. 上柳技
官 (~26)。
台湾省漁業局杜課長外 2 名来所。
7. 18 台湾大学海洋研究所陳所長外 2 名来所。
7. 19 200 哩内資源調査打合せ 於東京 本間技官
(~20)。
南極条約会議打合せ 於東京 大山総務部長。
7. 22 場所長会議 於東京 福田所長。
7. 23 耕洋丸清水出港下関へ。
7. 25 資料とりまとめ 於焼津分室 森田(安)技官。
7. 27 IWC 委員共同捕鯨大津留専務業務打合せに來
所。
7. 28 サケ幼魚調査資料分析他 於函館 伊藤(準)技
官 (~8.3)。
静岡県栽培漁業推進協議会委員会 於静岡市
福田所長。
中部地建庄司計画課長補佐外 1 名庁舎外装等の
点検調査に來所。
7. 29 溯河性さけ・ます大量培養技術開発研究協議会
於塩釜 佐野技官。

刊 行 物 ニ ュ ー ス

北洋研究協議会 研究会報 第5号 1976年12月

- 佐野 蘊……………最近のサケ・マス沖取漁業における主要な変化 (57~58)。
伊藤 準・伊藤外夫……………1974年夏季におけるベーリング海調査について (89~96)。
大迫正尚……………ベニザケ研究からみたさけ・ます漁業とその資源 (2)。
高木健治……………サケ・マス調査用流網によって得られた若干の知見 (97~104)。

FRENCH, R., H. BILTON, M. OSAKO and A. HARTT …… Distribution and origin of Sockeye salmon (*Oncorhynchus nerka*) in offshore waters of the North Pacific Ocean. INPFC Bull. No.34 (1~113) 1976年6月。

- 佐野 蘊……………特集サケ、北太平洋に回遊を追う。平凡社アニマ、No.47、(21~27) 1977年1月。
水産庁……………北洋底魚調査要報、ベーリング海、北東太平洋、第12号 (1974年) (1~153) 1977年2月。
水産庁……………同上、第13号 (1975年) (1~158) 1977年3月。
遠洋水研……………北洋底魚漁業——資料(2) 日ソ漁業会議関係資料 (1~83) 1977年2月。
塩浜利夫……………竿釣りビンナガの漁獲量と努力量の動向 竿釣りビンナガ漁場図 (昭和51年漁期) (3~4) 全国試験船運営協議会 1977年3月。
久米 漸……………世界のマグロ資源の現状 水産週報 No.796 1977年3月。
KIKAWA, S. …… Tuna and tuna-like fish resources in the South China Sea and adjacent waters. Proc. Technical seminar on South China Sea fisheries resources, Bangkok Thailand 21~25 May, 1973, (31~41) 1977年3月。
YAMANAKA, H., M. YUKINAWA, J. MORITA and M. NISHIMURA …… Acoustic fish counting system for tuna and related species. Rapp. P.-V. Réun. Cons. int. Explor. Mer., 170, (174-184) 1977年3月。

IWC/SC 南半球産イワシクジラ特別会合提出文書 1977年4月

- FUKUDA, Y. …… Comments on southern sei whale management. (IWC/SC/SM/T7).
MASAKI, Y. …… Yearly change in the biological parameters of the Antarctic sei whale. (IWC/SC/SM/T14).
OHSUMI, S. and Y. MASAKI …… Age-length keys and growth curves of the Southern Hemisphere sei whale. (IWC/SC/SM/T15).
OHSUMI, S. …… Estimation of natural mortality rate, recruitment rate and age at recruitment of Southern Hemisphere sei whales. (IWC/SC/SM/T16).
OHSUMI, S. and K. YAMAMURA …… A review on catch of sei whales in the Southern Hemisphere. (IWC/SC/SM/T17).
OHSUMI, S. and K. YAMAMURA …… Catcher's hour's work and its correction as a measure of fishing

effort for sei whales in the Antarctic. (IWC/SC/SM/T18).

- 吉田主基……………日本のアザラシ産業の紹介 遠洋 No.27, (1~8) 1977年4月。
 葉科侑生……………大西洋からのシロカジキ *Makaira indica* の漁獲記録 遠洋 No.27, (8)1977年4月。
 大隅清治……………鯨類の齢査定と成長 哺乳類科学 No.34, (54~65) 1977年4月。
 葉科侑生……………焼津入港船の稼働状況 (昭和52年1~3月分)、漁況概況 日カツ連 1977年5月。
 大迫正尚……………母船式さけ・ます流網漁業による漁獲物のベニザケ年令組成、1960~1976年
 遠洋水研北洋資源部サケ・マス調査研究資料 (1~158) 1977年5月。
 待鳥精治……………ブリストル系ベニザケの自発的抑止線問題に関連する合衆国の研究とその問題点 遠水研北洋
 資源部サケ・マス調査研究資料 (1~29) 1977年5月。
 高橋善弥, 佐々木 喬……………北洋底魚漁業—資料(3) 北太平洋中部海山におけるトロール漁業 遠洋水産研究所 (1~
 45) 1977年5月。
 水産庁……………まぐろはえなわ漁業漁場別統計調査結果報告 1977年5月。
 遠洋水研浮魚資源部……………主要まぐろカジキ類四半期別釣獲率分布図 1977年5月。
 水産資源保護協会, 遠洋水研……………昭和51年度マグロ漁業研究協議会議事録 1977年5月。

スケトウダラ ADI 作業部会資料 1977年6月 水産庁

- 池田郁夫……………東部ベーリング海におけるスケトウダラ資源密度指数と有効漁獲努力量について。
 高橋善弥……………東部ベーリング海におけるスケトウダラ資源の平均密度指数 (ADI) の計算。

- IKEDA, I.……………1978 Allowable Catches for the Ground Fishes in the Bering Sea and the Gulf
 of Alaska. 水産庁 日米漁業協定科学者会議資料 1977年6月。

第29回 IWC 年次会議科学小委員会提出文書 1977年6月

- FUKUDA, Y.……………A note on possible population growth of the southern sei whales. (IWC/SC/Doc.15).
 MASAKI, T. and K. YAMAMURA……………Japanese pelagic whaling and whale sighting in the 1976/77 Antarctic
 season. (IWC/SC/Doc. 31).
 OHSUMI, S.……………A note on minke whales in the coastal waters of Japan. (IWC/SC/Doc. 35).
 OHSUMI, S.……………Assessment of population sizes of the Southern Hemisphere minke whales adding
 the catch data in 1976/77. (IWC/SC/Doc. 36).
 OHSUMI, S.……………Bryde's whales in the North Pacific in 1976. (IWC/SC/Doc. 37).
 OHSUMI, S.……………Provisional report on the Bryde's whales caught under special permit in the
 Southern Hemisphere. (IWC/SC/Doc. 38).
 OHSUMI, S. and S. WADA……………Provisional report on the minke whale caught under special permit in the
 North Pacific. (IWC/SC/Doc. 39).
 WADA, S.……………Indices of abundance of large-sized whales in the North Pacific in 1976 whaling
 season. (IWC/SC/Doc. 47).
 F. S. F. R. L.……………Progress report on whale research, June, 1976-May, 1977. (IWC/SC/Prog. 5).

ICCAT Skipjack Meeting 提出文書 1977年7月

- KUME, S.……………Exploratory survey of skipjack in the Atlantic.
 KUME, S.……………Predator-prey approach to biology and ecology of young skipjack.

- 遠洋水研浮魚資源部……………昭和51年度まぐろ類標識放流報告 1977年7月。
 長崎福三……………水産資源の問題について 食品衛生研究 27(7), (9~19) 1977年7月。
 長崎福三……………漁業生産と消費 国民生活 7(7), (10~16) 1977年7月。

人事のうごき

- | | | |
|---------|---------------------|------------------------|
| | | (遠洋水研北洋資源部長) 技 藪田洋一 |
| 4. 1 命 | 遠水研俊鷹丸甲板員 | 5. 1 命 東北水研資源部長 |
| | (東海水研蒼鷹丸甲板員) 技 宮田雅則 | (遠洋水研浮魚資源部主任研究官) |
| 4. 1 命 | 水産庁白鷹丸甲板員 | 技 林 繁一 |
| | (遠水研俊鷹丸甲板員) 技 浅野 信 | 6. 30 命 遠洋水研北洋資源部長事務取扱 |
| 4. 1 退職 | 遠水研企画連絡室 技 辰喜恭五郎 | 技 福田嘉男 |
| 5. 1 命 | 東海水研数理統計部長 | 7. 1 命 遠洋水研俊鷹丸司厨員 |
| | | (水産庁東光丸司厨員) 雇 花房群治 |

それでも地球は動いている

(編集後記)

つい先ほどのことだが Eastland 水産調査報告書というものが送られてきた。この報告書は次のような経緯から作られたものである。すなわち、1973年12月、米国議会は「漁業を救い、スポーツフィッシングに役立つ全国的な計画を発足させよう」という EASTLAND 上院議員の決議を通過させ、翌年10月には、この計画を進めるための予算50万ドルを承認した。これを受けて、大西洋、ガルフ及び太平洋の各地域漁業委員会並びに五大湖漁業関係者は、1年半に及ぶ調査を行い、1977年4月に報告書を上院に提出した。

報告書の内容は、上記計画を作成するに当たって考慮しなければならない問題点を、勧告という形で列記したものであるが、それらが作られた過程や内容には興味を引くものがある。

報告書が作成されていった過程は、次のようであった。まず、各地域漁業委員会及び五大湖漁業関係者は、漁業振興のために、現行法の下で進められている NMFS 並びに政府機関の活動をまとめ、次いで、域内の各地で集会を開き、商業及びリクリエーション漁業に関係するあらゆる階層の人々から、政府機関の活動の評価となお不十分な点についての意見を集約した。なお、こうした集会は、太平洋地域では、信託統治領においても開かれた。最後に、こうして地域ごとに集約された要望やその緊急性の分析、新しい法の制定、現行制度や現行法の下での活動の手直しなどについて、全国会議を開いて討議し、議会へ提出する報告書を完成させた。報告書には国内のあらゆる地域、あらゆる階層からの意見を反映させようとして、地区の会合はできるだけ多く開かれ、漁業者だけでなく、漁具製造、造船、流通、加工などの分野の人々も参加した。

全国会議は、各地域から選ばれた約70名の代議員を集め、1976年11月29日～12月2日まで、3つの分科会と全体会議とに分けて開かれた。分科会の名称とその中で討議された内容は次のようであった。

- (1) 保存と管理：漁業生産を最大にするための管理制度、有効な管理を行うための資源評価と資料集収の拡充策、生物生産を最大にするための生息環境の保全と拡張。
- (2) 利用と開発：漁業並びに養殖業の基盤強化、市場、財政援助、保険。
- (3) 海のリクリエーション漁業：重要性の認識と財政援助。これら各分科会でまとめられた勧告は、殆んど大

きな変更なしに全体会議で承認された。

報告書に採択された勧告は、分科会(1)では8項目、総計36、(2)では11項目、35、(3)では5項目、8となっている。また、全国会議で十分に討議できなかった事項について、各地域委員会報告から補足的に加えられた勧告が25項目、31もある。すべての勧告の各々については、各地域委員会報告の関連部分が要約された形で収録されていて、背景をうかがうことができる。

勧告の内容は、国内問題に関するものが大部分であって、米国の水産事情を垣間見るようで興味があるが、とてもその全体を要約できそうもない。報告全体からみればそれほど重要だとは思えないが、注意を引いた2、3について記しておこう。

最初に目についたのは、許容漁獲量の算定に当たっては OY の概念に拠るべきことを強調していることである。この概念は、経済、社会及び生態的要素を取り入れており、MSY 概念よりも漁業管理計画を考える場合にはより現実的であると支持されている。また、他国への漁業資源の配分は、米国が行った計算結果によって決め、他国の結果に頼ったり、それを認めたりしてはいけないとしている。

海産哺乳動物保護法というのがあるが、これを改めるべきだという意見も目を引いた。アザラシ、アシカ及びラッコが保護され過ぎて過剰頭数となり、それらが餌としている生物に悪い影響を与えているという。こうした餌生物の中には、漁業またはリクリエーション漁業にとって重要な魚や貝が含まれているからである。

最後に、海におけるスポーツフィッシングまたはリクリエーション漁業の扱いも注目に値する。この漁業は、かねがね大きな発言力を持っていると理解していたが、報告の中でも3本の柱の1つを占めている。勧告では、まず第1に、この漁業の現状認識の不足を訴えている。それによると、この漁業は国民の食糧として何十億ポンドという魚を供給し、3千万人の人々が楽しみ、資本1億ドルもの産業を支え、年間粗利益は27億ドルにも達するという。にもかかわらず、今までの漁業発展施策はこの漁業を軽視してきた。こうした現状認識に立って、この漁業に対する財政的援助、OY 概念による公平な資源配分を期待するとしている。(水戸記)

昭和52年 8月20日発行

編集 企画 連絡 室
発行 水産庁遠洋水産研究所
〒424 静岡県清水市折戸1000
電話 <0543>34-0715